

## 独立行政法人都市再生機構法施行令案要綱

### 第一 出資の目的たる財産の評価

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価委員は、国土交通大臣が必要の都度、財務省の職員、国土交通省の職員、機構の役員等のうちから任命する等出資の目的たる財産の評価について必要な事項を定めるものとする。

（第一条関係）

### 第二 機構が地方公共団体の委託に基づき建設等を行う根幹的な都市公園の規模

機構が地方公共団体の委託に基づき建設等を行う根幹的な都市公園の規模は、おおむね四ヘクタール以上のものとする。

（第二条関係）

### 第三 機構が委託に基づき建設等を行う住宅

機構が委託に基づき建設等を行う住宅は、国の施策上特に供給が必要と認められる賃貸住宅、地方公共団体が建設する住宅、共同住宅等の建替えにより建設される住宅、住宅被災市町村の復興に必要な住宅、防災再開発促進地区の再開発に必要な住宅等とすること。

（第三条関係）

### 第四 地方公共団体が行う要請の手続

一 機構による一定の市街地再開発事業等に関し地方公共団体が機構に対して行う要請は、業務を行うべき地区をその区域に含むすべての都道府県及び市町村が行うものとする。 (第四条第一項関係)

二 一の要請を行うときに示す業務に関する計画には、業務を行うべき地区の名称及び区域、事業の内容、事業の施行期間その他の基本的事項を記載しなければならないこと。 (第四条第二項関係)

第五 国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に必要な都市計画

国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に関し、決定又は変更をすることを提案することができ  
る都市計画は、業務の区分に応じて、それぞれ当該業務の実施に係る要件として他の法令に定められてい  
る都市計画のほか、要請された業務の実施の上で支障となる都市計画の変更に係る都市計画とすること。

(第五条関係)

第六 機構が投資できる事業の範囲

整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物の建設又は管理に関す  
る業務を行う事業で機構が投資できるものは、住宅、医療施設、託児所、店舗、倉庫等の建築物の建設又  
は管理に関する業務を行う事業とすること。 (第六条関係)

第七 特定公共施設の管理者の権限の代行

機構が特定公共施設の新設等に関する工事を行う場合において、特定公共施設の管理者に代わって行う権限の内容、その権限を行おうとする場合の手續及び権限を行うことができる期間を定めるものとする。

(第七条から第十一条まで関係)

第八 特定公共施設の新設等に関する工事の施行に要する費用の範囲

特定公共施設の新設等に関する工事の施行に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、借入金の利息等とすること。

(第十二条関係)

第九 特定公共施設の管理者が機構に支払うべき支払金の支払方法

一 特定公共施設の管理者が機構に支払うべき支払金は、原則として年賦支払の方法により支払うものとする。

(第十三条第一項関係)

二 支払金の利率は、当該特定公共施設の新設等に関する工事の施行に要する費用の財源とされる借入金の利率等を勘案して国土交通大臣が定める率とすること。

(第十三条第三項関係)

第十 賃貸住宅の耐用年限

建替えの要件となる賃貸住宅の耐用年限は、耐火構造の賃貸住宅にあつては七十年、準耐火構造の住宅にあつては四十五年等とすること。  
(第十四条関係)

#### 第十一 利益の処理及び納付金

毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法、積立金の処分にあたり当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の業務の財源に充てるための承認の手續き、国庫納付金の納付の手續等につき、必要な規定を設けるものとする事。  
(第十五条から第二十三条まで関係)

#### 第十二 都市再生債券

機構の発行する都市再生債券につき、その形式、発行の方法、都市再生債券申込証、都市再生債券の成立及び払込み、債券の発行及び記載事項、都市再生債券原簿、都市再生債券発行の申請及び認可等につき、必要な規定を設けるものとする事。  
(第二十四条から第三十三条まで関係)

#### 第十三 他の法令の準用

不動産登記法、土地収用法その他の法令の規定の準用につき、必要な規定を設けるものとする事。  
(第三十四条及び第三十五条関係)

第十四 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構に転出した国家公務員共済組合の組合員に係る継続長期組合員制度の特例に関する事項を定めるものとする。

(第三十六条関係)

第十五 附則

一 この政令の施行期日について定めるものとする。

(附則第一条関係)

二 地域振興整備公団の権利及び義務の承継に関し必要な事項を定める承継計画書の作成基準について定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 機構が承継する資産の価額の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(附則第三条関係)

四 都市基盤整備公団の解散の登記の嘱託について定めるものとする。

(附則第四条関係)

五 借入金及び都市基盤整備債券等の利息等に係る交付金の金額について定めるものとする。

(附則第五条関係)

六 機構が当分の間行うことができる業務に関する特例について定めるものとする。

(附則第六条及び第七条関係)

七 国の無利子貸付けに関し必要な規定を設けるものとする。 (附則第八条から第十条まで関係)

八 地域振興整備公団法施行令の一部を改正し、都市基盤整備公団法施行令を廃止するとともに、必要な経過措置について定めるものとする。 (附則第十一条から第十五条まで関係)

九 地方自治法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこと。

(附則第十六条から第六十七条まで関係)